

1 基本方針：「知・徳・体」の調和のとれた運動部活動の運営

- (1) 生徒がスポーツを楽しむことで、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成及びバランスのとれた心身の成長を図る。
- (2) 活動は生徒の自主的、自発的な参加を軸とし、指導者は学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的な指導・運営に係る態勢の構築に取り組む。

2 適切な運営のための体制整備

- (1) 各部顧問は年間の活動計画（活動日、休養日、及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- (2) 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師への負担が過度とならないよう、法令に則り、適宜、指導・是正を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

- (1) 校長及び運動部顧問は「運動部活動での指導のガイドライン」（H25.5 文部科学省）や「学校保健安全法」等に則り、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 運動部顧問は、競技種目の特性を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等や専門的知見を有する職員等と連携・協力し、個人差や状態等を踏まえ、休養を適切にとり、かつ効果が得られる指導を行う。

4 適切な休養日等の設定

- (1) 学期中
 - ① 週あたり2日以上以上の休養日を設ける。（平日1日、週末1日以上を設定）
 - ② 第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。
- (2) 長期休業中
 - ① 学期中の休養日の設定に準ずる。また、多様な活動ができるよう、オフシーズンを設ける。
- (3) 1日の活動時間
 - ① 平日は2時間程度、休業日は3時間程度（練習試合や大会等は除く）とする。
- (4) その他
 - ① 長期休業中及び年末年始等の学校閉庁日は部活動を原則行わない。

5 参加する大会や練習試合等の見直し

- ① 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会などを精査する。
- ② シーズン期とシーズン期以外の活動にメリハリをつけ、モチベーションの維持に努める。